三　令第四十五条第一項の地域

㈠　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	爾志	乙部町
秋田県		仙北市
	南秋田	五城目町
新潟県		村上市、糸魚川市、上越市、佐渡市
富山県		富山市、小矢部市
石川県		金沢市、かほく市
島根県		浜田市、出雲市
	邑智	邑南町
山口県		柳井市
高知県		香美市
福岡県		北九州市、行橋市、宗像市、福津市、朝倉市、糸島市
	遠賀	岡垣町
佐賀県		唐津市、小城市
熊本県		熊本市、八代市、玉名市、菊池市、宇城市、天草市、合志市
	下益城	美里町
	玉名	玉東町、和水町
	上益城	益城町、甲佐町
	八代	氷川町
大分県		日田市、佐伯市
宮崎県		日南市
鹿児島県		曽於市、霧島市、志布志市

㈡　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	爾志	乙部町
秋田県		仙北市
	南秋田	五城目町
山形県		村上市、佐渡市
新潟県		北九州市、宗像市、福津市
福岡県		八代市
熊本県	下益城	美里町
	玉名	和水町
	上益城	甲佐町
大分県		日田市
鹿児島県		霧島市

○総務省告示第百四十二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、令和七年総務省告示第九十二号（令和六年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　［略］	一　［同上］
二　令第四十四条第一項の市町村	二　［同上］
都道府県名　郡名　市町村名	都道府県名　郡名　市町村名
岩手県　宮古市、一関市	岩手県　宮古市、一関市
秋田県　湯沢市、由利本荘市、大仙市	秋田県　湯沢市、由利本荘市、大仙市
山形県　鶴岡市、酒田市、新庄市、長井市、尾花沢市	山形県　鶴岡市、酒田市、新庄市、長井市、尾花沢市
最上　金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村	最上　金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村
西置賜　飯豊町	西置賜　飯豊町
飽海　遊佐町	飽海　遊佐町
新潟県　新潟市、村上市、糸魚川市	新潟県　新潟市、村上市、糸魚川市
岩船　関川村	岩船　関川村
富山県　富山市、高岡市、小矢部市	富山県　富山市、高岡市、小矢部市
石川県　金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市	石川県　金沢市、七尾市、珠洲市
羽咋　志賀町	
鹿島　中能登町	鹿島　中能登町
鳳珠　穴水町、能登町	鳳珠　穴水町
岐阜県　郡上市	岐阜県　郡上市
鳥取県　鳥取市	鳥取県　鳥取市